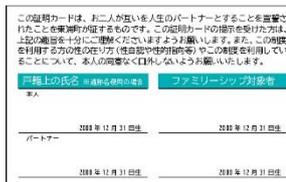


東浦町でも4月1日スタート！ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

パートナー関係にあることを約束した2人が宣誓し、東浦町がその宣誓を受理したことを証明する制度です。同性、異性に関わらず、パートナー関係にある方が宣誓できます。婚姻とは違い、法的な効力は発生しませんが、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。また、ファミリーシップ制度とは、パートナー関係にある2人に加え、2人の親や子どもも含めて自治体が「家族」と認める証明書等を発行するものです。

—東浦町で宣誓した方交付します—



■問い合わせ

宣誓証明書

宣誓証明書カード

東浦町住民自治課 ☎0562-83-3111(内線 295) 担当：山田